

第6章 計画の評価・進め方

1. 計画の進捗管理・評価・見直し

(1) 進捗管理・評価・見直しの方針

本計画は、平成48年（2036年）を目標年次とするため、長期的な視点による継続的な取組が必要ですが、計画を進めていくなかで、社会経済情勢の変化も想定されます。このため、P（計画）・D（実行）・C（点検・評価）・A（改善）サイクルにより、まちづくりの実施状況について評価し、計画の適切な進捗管理に努めるとともに、概ね5年に1度、計画を見直します。

具体的には、全庁的な調整や連携を図りながら、本計画に位置付けた各種事業・施策の実施状況について把握するとともに、国・県の動向や国勢調査*・都市計画基礎調査等の各種調査の結果を注視し、社会経済情勢や人口動向等を踏まえ、計画の適切な進捗管理・評価・見直しに努めます。この際、事業や施策だけでなく、都市機能誘導区域や居住誘導区域についても、津波避難困難地区*の解消などを反映し、見直していくこととします。

また、本市では市街化区域*外においても一定の居住密度がみられ、豊かな自然に囲まれた居住環境が形成されています。見直しに当たっては、これらの地域も含めた全市的なまちづくりのあり方を踏まえた検討を行います。

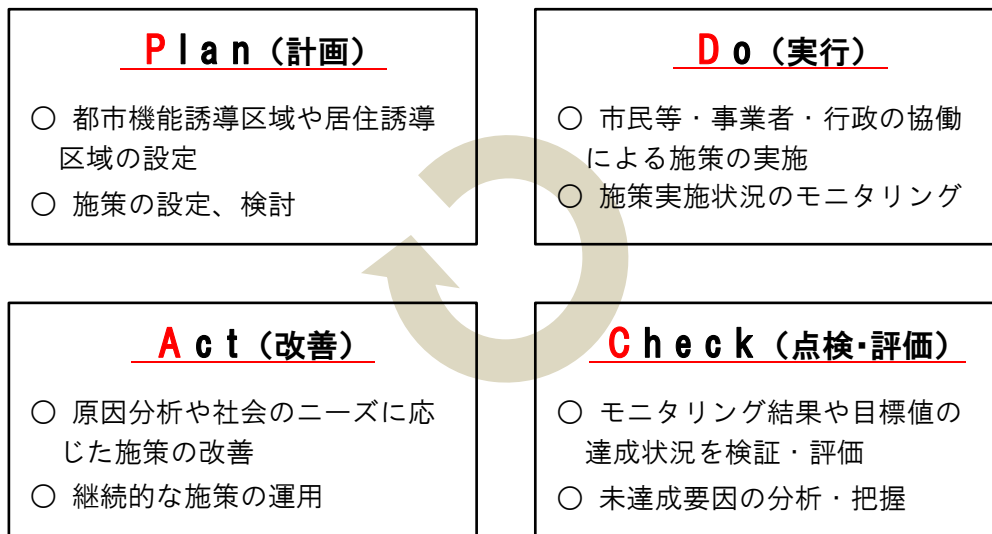
上記については適宜公表し、市民や事業者等と情報を共有しながら計画を推進します。

(2) 計画の推進体制

都市計画マスタープラン*においては、当該計画を適切に進捗管理し、実効性を高めていくため、計画をマネジメントする組織や、テーマ別のまちづくり推進部会など今後のまちづくりを推進する体制を位置付けています。

立地適正化計画の基本的な方針は、都市計画マスタープラン*の一部と見なされることから、この組織体制を活用し、計画推進を図ります。具体的には、沼津駅周辺に係る施策や災害への対策等、それぞれのテーマ別のまちづくり推進部会において検討された施策や実施する事業等を、計画に適切に反映させていきます。

■ PDCAサイクルによる計画の進捗管理のイメージ



2. 計画の目標・効果

今後、本計画に位置付けた、都市機能誘導・居住誘導・公共交通（ネットワーク）に係る施策の展開により、「コンパクト+ネットワーク」の都市構造*を目指すにあたり、その進捗・達成状況を分析・評価するため、目標指標を設定します。

(1) 目標指標

① 都市機能誘導施策関連

【誘導施策の方向】

- ・ 中心市街地の活性化
- ・ 各拠点周辺の充実
- ・ まちなか居住促進
- ・ 既存ストック*の有効利用
- ・ 民間活動を促進
- ・ 交通結節点の充実
- 等

【目標指標①】 中心市街地の居住人口の維持、交流人口の増加

- ・ 立地適正化計画の取組により、「ヒト・モノ・コト」を中心市街地に引き込むことで、まちなかにぎわいの向上や新たなまちなかの魅力を創出し、居住人口の維持・交流人口の増加を目指します。

目標指標		現況値：平成 30 年（2018 年）	目標値：平成 48 年（2036 年）
A	中心市街地の歩行者・自転車通行量	63,851 人	80,000 人以上
B	中心市街地の居住者数	21,682 人	21,000 人以上

【指標Aの設定について】

- ・ 市が計測している中心市街地の歩行者・自転車通行量を対象とします。
- ・ かつて沼津市の中心市街地は、「静岡県東部地域のハレの場」であり、人の往来が絶えないエリアでした。しかし、近年は、人口減少、人々の買物行動の多様化などで、通行量の低下がみられます。
- ・ これに対し、沼津駅周辺総合整備事業を中心とした総合的なまちづくりにより、まちなかに人が集まる「場」の創出、まちなかの駅南北をつなぐ「軸」の強化、まちなかの滞在時間の向上等を進めることで、中心市街地の歩行者・自転車通行量の増加を図ります。

【指標Bの設定について】

- ・ 住民基本台帳における第一・第五地区の居住者数を対象とします。
- ・ 沼津市の中心市街地では、人口が減少傾向にありますが、町方町・通横町地区第一種市街地再開発事業や沼津駅周辺総合整備事業、リノベーションまちづくり*等により、魅力ある質の高い居住環境の整備や戦略的な居住機能の創出を進め、中心市街地の居住者数を維持します。

都市機能誘導施策により、「ヒト・モノ・コト」の流れを引き込み、中心市街地を活性化

② 居住誘導施策関連

【誘導施策の方向】

- ・ まちなか居住促進や新たな施策検討 ・ 基盤整備*等の機会を活かした住宅地の更新・新たな整備
- ・ 既存ストック*の有効利用 ・ まちの魅力向上や利便性・持続性向上 ・ まちづくりによる防災力向上 等

【目標指標②】 社会移動の均衡、居住誘導区域内の人口割合の増加

- ・ まちなか居住促進やまちづくりと併せた防災力向上等の居住誘導に係る施策、また、都市機能の誘導などまちなかの魅力向上により、都市機能や公共交通が便利な地区に緩やかに人が集まり、住み続ける（市外に転出しない）まちを目指します。

目標指標		現況値：平成 29 年（2017 年）	目標値：平成 48 年（2036 年）
A	「転入者数」－「転出者数」	-626 人	+0 人以上
B	都市計画区域内人口に対する居住誘導区域内人口の割合	88%	88%以上

【指標Aの設定について】

- ・ 住民基本台帳における転出者数と転入者数の差を対象とします。
- ・ 近年、県内他市町や県外に対し転出超過が続いており、立地適正化計画の各種施策により転出者数を減少、転入者数を増加させることで、転入者数が転出者数を超えることを目指します。

【指標Bの設定について】

- ・ 住民基本台帳における、都市計画区域*内人口に対する居住誘導区域内人口の割合を対象とします。
- ・ 公民連携による魅力ある質の高い居住環境の整備や戦略的な居住機能の創出等により、市内では居住誘導区域外から内への緩やかな人口移動、市外からは生活利便性の高いまちなかに移住・定住を促します。
- ・ このことで、都市計画区域*内人口に対する居住誘導区域内の人口割合を高めていくことを目指します。

居住誘導施策により、メリハリのある土地利用*を進め主体的な移動を促し、居住誘導区域の密度を維持

③ 公共交通施策関連

【誘導施策の方向】

- ・ 総合的な交通体系の構築 ・ 公共交通の利便性向上 ・ 交通結節点の充実
- ・ 道路ネットワークの形成 等

【目標指標③】 公共交通利用割合の増加

- ・ 日常的な移動に使われる各種交通手段のうち、公共交通利用の割合を対象とします。
- ・ ICT*を活用した公共交通の利便性向上、沼津駅・沼津港などの交通結節点の整備、拠点間を結ぶ新規バス路線開設などにより、公共交通利用者の割合維持を目指します。

目標指標		現況値：平成 28 年（2016 年）	目標値：平成 48 年（2036 年）
A	公共交通利用割合（平日）	20.1%	20.1%以上
B	公共交通利用割合（休日）	13.5%	13.5%以上

【指標の設定について】

- ・ 市が行うアンケート調査における、公共交通利用割合を対象とします。
- ・ 人口減少で公共交通利用者が減るなか、さらに公共交通の利用率も減った場合、公共交通事業者の負担が大きくなり、公共交通網の維持が難しくなることが懸念されます。
- ・ このため、公共交通の利便性を高める施策導入や公共交通を利用しやすい都市構造*へと転換していくことで、公共交通の利用率の維持を図ります。

公共交通施策により、過度に自動車に依存しないまちづくりを進め、誰もが住みやすい環境を維持

(2) 目標の達成により期待される効果

都市機能誘導・居住誘導・公共交通施策に係る目標指標を達成し、

- ① 「ヒト・モノ・コト」の流れを引き込み、中心市街地を活性化
 - ② メリハリのある土地利用^{*}を進め主体的な移動を促し、居住誘導区域の密度を維持
 - ③ 過度に自動車に依存しないまちづくりを進め、誰もが住みやすい環境を維持
- という3つのまちの姿を実現することで期待される効果を、以下のとおり設定します。

中心市街地の地価	平成30年度比 10% 上昇
----------	----------------

【期待される効果の設定について】

- ・ 人口減少や都市機能の撤退による「都市のスポンジ化^{*}」が進めば、地価の下落とともに税収が減少し、持続可能な都市経営が困難になる可能性があります。
- ・ 目標指標を達成し、3つのまちの姿を実現することで、まちの魅力向上とにぎわい創出を図り、県東部の拠点都市にふさわしい中心市街地を形成するとともに、地価が上昇し、税収が確保される「持続可能なまちづくり」を実現します。

